

令和 4 年度
専門家チームヒアリングを踏まえた事務事業見直し
の取組についての報告書

令和 4 年 10 月 25 日

伊賀市行政経営アドバイザー・滋賀大学 経済学部 教授	横山 幸司
彦根共同法律事務所 弁護士	岡村 庸靖
株式会社ローカルマネジメント	鈴木 宏之
京都みやこ税理士法人	廣瀬 浩志

I はじめに

行政を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の流行による新しい生活様式の確立や、急速に進む人口減少など大きく変化し続けている。反面、住民ニーズは多様化し、そのことによる行政の肥大化が大きな課題となっている。

伊賀市では、平成 26 年から「第 2 次伊賀市総合計画」を着実に実行するため、市の行政経営方針に基づく政策・施策を効果的・効率的に進める一元的な仕組みとして、伊賀市行政総合マネジメントシステムを構築しその運用に努められているが、急速に変化する社会情勢においては、実行した行政施策を正しく評価し、その後のアクションに適正且つ効率的に繋げるとともに、適切な公・共・私の役割分担により公共領域を担っていく行政経営改革による「自治体経営」が必要である。

このような背景のもと、貴市の取り組まれている事業を「地方自治ならびに地方財政の専門家」、「法律の専門家」、「公会計の専門家」の 3 つの視点から評価し、地域を含めた行政経営改革に繋げていく一助として、令和 4 年度は『補助金等の見直し』をテーマに特に団体運営補助となっている事業についてヒアリングを実施した。

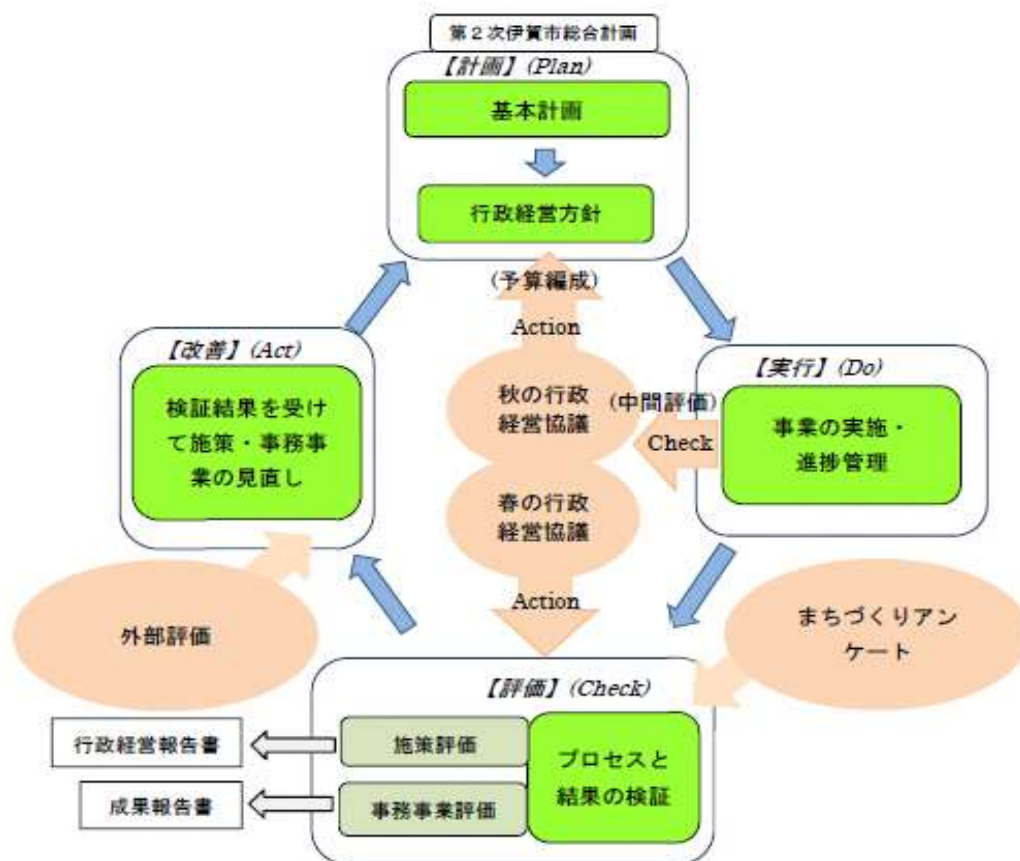
本書では、令和 4 年度におけるヒアリング概要についてまとめるとともに、今後、貴市において全庁的に取り組むことが望ましい視点について報告を行う。

貴市に限らず、全国の自治体は、ますます厳しい行政運営を強いられる状況であると推察するが、本報告を参考に引き続き全庁あげて行政経営改革に取り組まれない。

Ⅱ 当該ヒアリングの位置づけについて

当該ヒアリングの位置付けは、貴市の取組である「伊賀市行政総合マネジメントシステム」の外部評価の一環とする。（下の図のうち、「【評価】（check）」から【改善】（act）」に向けた取組みに該当）。

◇伊賀市行政総合マネジメントシステム（マネジメントサイクル）のイメージ図



Ⅲ ヒアリング対象事業について

部局名	担当課名	補助金等事業名
健康福祉部	こども未来課	伊賀市母子寡婦福祉会補助金
地域連携部	大山田支所	大山田地域林道事業等補助金
健康福祉部	健康推進課	公衆浴場確保対策事業費補助金 献血推進事業補助金
健康福祉部	保険年金課	国民健康保険取扱事務費交付金
産業振興部	農村整備課	真泥池揚水施設維持管理費交付金
企画振興部	文化振興課	上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金
健康福祉部	介護高齢福祉課	老人クラブ活動等事業費補助金
		介護予防サロン活動支援事業補助金
健康福祉部	医療福祉政策課	伊賀市社会福祉協議会職員設置等事業補助金
		遺族会補助金 保護司会活動助成金
教育委員会事務局	学校教育課	人権同和教育部会研究事業委託料
	生涯学習課	人権同和教育研究活動事業委託料
産業振興部	中心市街地推進課	まちづくり協議会活動助成金
人権生活環境部	同和課	部落解放団体助成金
産業振興部	農林振興課	和牛肥育組合振興助成金
		認定農業者協議会活動助成金
		農業公園管理経費
地域連携部	住民自治推進課	地域包括交付金 (関連補助事業としてキラッと輝け地域応援補助金)
産業振興部	商工労働課	商工会事業費補助金 商工会議所事業費補助金
		勤労者福祉事業補助金
企画振興部	スポーツ振興課	伊賀フットボールクラブ運営助成金 伊賀市スポーツ協会運営補助金

IV ヒアリング結果について

ヒアリング結果については、「全庁的に改善して取り組むべき共通指摘事項」と「個別事業ごとに取り組むべき指摘事項」に分けて報告する。

1. 全庁的に改善して取り組むべき共通指摘事項

(1) 補助金等交付要綱の整備

貴市では、補助金等の交付の根拠となるべき「補助金等交付要綱」を各単位でまとめて制定されているが、補助金にはそれぞれに具体的な交付目的や対象があるはずであり、まとめて制定するのは不適切である。改めて補助金ごとに交付要綱を整備されたい。

(2) 事業費の積み上げによる補助金額の決定

貴市では、要綱上、多くの補助金の交付金額が「予算に定める額」となっている結果、補助金額の積算根拠がない定額による団体補助となっている事案が多く見受けられる。補助金額の積算は上限額を設けた対象事業費の積み上げに改め、運営費補助から事業費補助へ移行されたい。

(3) 補助金交付先団体の事務局事務を市職員が担うことについて

貴市では、補助金交付先団体の事務局事務を市職員が担っている事例が見受けられるが、補助金交付先団体は自立した運営が求められることから、事務局事務を市職員が担うことは望ましくない。また、不正防止の観点から、特に会計事務を市職員が担うことは改めるべきである。

(4) 終期の設定

貴市では、補助金等に関してその殆どで終期を設定しておらず、長期間にわたり同様の補助を同じ団体に交付し続けている。補助金等は永続的に交付し続けるものではなく、必ず終期を設定し、終期ごとにその補助金等の交付目的に対する効果検証を実施したうえで、継続するのか、見直す点がないのか、廃止をするのかを判断すべき。終期設定期間は3年程度が望ましい。

(5) 交付先団体の決算確認

補助金等を交付したのち、実績報告書による決算書類の確認では、補助金等の対象経費に限定した決算書の確認のみならず、その団体が本当に補助金を必要としている団体なのか、同様の補助金を国や県等別団体から交付されていないのか、収支報告に全体を通じて不合理さがないのかの精査のため、団体全体の決算書を確認すべき。また、状況によっては書面による決算確認にとどまらず、現地監査による確認をする必要もある。

(6) 同一団体への重複補助の有無の確認について

貴市の補助金等管理シートによる報告では、同一団体への重複補助の有無が殆ど「無」として報告されているが、補助金に関わらず、補助金的要素のある委託費など、同一団体に複数の公費が投じられているケースは少なくないはずである。こういったケースでは類似の補助事業の統廃合などによる効率化などが考えられるため、予算を統括している財政課を中心に適切に重複補助の有無を把握するよう努められたい。

(7) 補助金の効果（成果指標）について

貴市では、補助金の成果を図る補助金等管理シートには成果指標の設定がなく、その補助金を含めた事務事業内で成果指標を設定し目標管理を行っているが、その事務事業における成果指標が設定されていないケースもみられる。成果指標を設定出来ない事業はないため、必ず成果指標を設定すべきである。

また、現在設定されている「成果指標」は真に目指すべき「成果指標」ではなく、「活動指標」となっているものが多いため、「活動指標」と「成果指標」を明確にし、活動によって得られる「成果」に対する指標を設定するよう改めるべき。

(8) 内部管理事務の簡素化について

「補助金等管理シート」や「事務事業管理シート」をはじめとする貴市の内部管理事務及びその様式については、他市等と比較して複雑な仕組みとなっており、見直す余地が多くある。また、補助金等を交付した後に、交付先から求めている「実績報告書」に添付される「収支報告書類等」について、現状では任意の様式となっているが、様式を統一することにより、より効率的に的確な内容の精査が可能となる。

原則、法令に定めのないものについては、大胆に簡素化を行い、事業を執

行する所属と管理部門の所属の役割分担を明確にすべきである。

(9) 補助金等の適正化に関する指針の改定について

貴市で制定されている「補助金等の適正化に関する指針」は、補助金等の見直しに必要な観点が多く備わっている内容となっているものの、平成26年の制定から内容の見直しが行われておらず、現在の状況を踏まえた内容に改めたうえで補助金等の適正管理に努められたい。

2. 個別事業ごとに取り組むべき指摘事項

個別事業ごとの指摘事項については、別添資料のとおり報告する。

V まとめ

ヒアリング内容を踏まえ今後、貴市において重点的に取り組むことが望ましいと思われる行政経営改革の視点は前述のとおりである。

今回、ヒアリング対象所属に対し、所管する補助金等の交付事業への指摘を通じて行政が実施する事業の考え方を伝えたが、行政経営改革は行政のみならず、地域の団体や住民も含め、公・共・私が一体となり、取り組むべきものである。

今回の指摘事項を全庁が我がこととして受け止め、それぞれの業務改善に繋げることが、伊賀市が掲げる第2次総合計画の推進に欠かせぬものと確信し専門家チームヒアリングの報告とする。

最後に、デジタル自治推進局の皆様の素晴らしいチームワークと積極的な取り組み姿勢により、今回のヒアリングが効率的かつ効果的に実現できたことに専門家チーム全員からお礼申し上げると共に、同局が他の模範となるべきものであることを申し添えて結びとさせて頂く。